

平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）の一部改正について 【概要】

1 改正の趣旨

行政機関である個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないこととされている（公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 5 条第 2 項）。

委員会の委員長は、行政文書ファイル等（行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書をいう。）の管理を適切に行うため、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（不開示情報に該当するものを除く。）を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならないこととされている（公文書管理法第 7 条第 1 項）。

委員会の委員長は、行政文書ファイル管理簿について、委員会の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないこととされている（公文書管理法第 7 条第 2 項）。

当該事務所の場所については、官報で公示しなければならず、当該事務所の場所を変更したときも同様とするとされており（公文書管理法施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 13 条）、平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）において定めているところである。

令和 7 年 11 月 25 日の委員会の庁舎移転に伴い、行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所の場所を変更することとなることから、当該告示の改正を行うものである。

2 改正の概要

委員会の庁舎移転に伴い、行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所の場所を変更することから、変更後の当該事務所の場所を定めるものとする。

- ・改正前：東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 霞が関コモンゲート西館三十二階
個人情報保護委員会事務局総務課内
- ・改正後：東京都港区虎ノ門二丁目二番三号 虎ノ門アルセアタワー十二階 個人情報保護委員会事務局総務課内

3 施行期日

令和 7 年 11 月 25 日（新庁舎での業務開始日）

※当該告示は、意見募集の対象となる処分の要件を定める告示には該当しないことから、改正案についての意見募集は行わない（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号イ及び第 39 条第 1 項）。

【参照条文】

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 （略）

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三～六 （略）

2～8 （略）

（整理）

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3～4 （略）

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

○公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）

（行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表）

第十三条 行政機関の長は、法第七条第二項の事務所の場所について、官報で公示しなければならない。公示した事務所の場所を変更したときも、同様とする。

○平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十
三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）

○個人情報保護委員会告示第五号
公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十
二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、
公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律
第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次の
とおり定め、平成二十八年二月五日個人情報保護
委員会告示第一号は、廃止する。

事務局総務課内
平成二十八年四月五日
個人情報保護委員会委員長 堀部
東京都千代田区霞が関三丁目二番一号
コモンゲート西館三十二階
個人情報保護委員会 霞が関
（政男）

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に對し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4 （略）